

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容	
総務省	0420010	地域再生計画に認定された構想限定の権限委譲	地方自治法第252条の17の2	都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。その際、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。また、市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に、条例によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。この要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、要請した市町村の長と協議しなければならない。	D-1(4ha)を超える農地の転用の農水大臣の許可は除く、)	都道府県知事の権限に属する事務の一部を、市町村が処理することについて、その内容・範囲を都道府県知事と市町村長との協議によって決定し、これを県条例に定めることにより可能である(4haを超える農地の転用の農水大臣の許可は除く、)。なお、平成15年の地方自治法の改正により、市町村から都道府県に対して当該条例を定めることを要請できるようにしたところ。												1506	15062010	岩倉市	いわくらの農土を活かした五条川文化耕園構想	本市は、地域活力創出のために、これまで進めてきた五条川整備を市域全体に拡大するためには、市街化調整区域の有効な開発が不可欠である。しかしながら、本市の狭小な市域のさらなる約半分を占める市街化調整区域(農用地)の開発については、実際に向けて諸問題が山積しており、早期の計画実現のために、開発許可及び農地転用許可の権限を地域再生計画に認定された構想の期間と内容に限って、権限委譲を求めらるるものである。 権限委譲事務の内容・範囲 都市計画法第29条の開発許可 農薬施用地域の整備に関する法律第15条の15の農地転用許可 権限委譲元と委譲先 農林水産大臣、農林庁知事 岩倉市長 権限委譲の方法 地域再生計画で認定された構想の期間と内容に限定 なお、当該権限の市町村への委譲については、地方自治法第252条の17の2及び認知集積事務処理特別条例により、現行でも対応可能となっているが、すべての案件について、その権限を委譲されることは、本市のような小規模自治体にとっては、組織体制の強化、専門的な知識の不足など、様々な課題をクリアしていく必要があり、今後、相当な年数を必要とすることになるため、当該支援措置を提案するもの。	
総務省	0420020	認定された地域再生計画の実施に係る権限移譲	地方自治法第252条の17の2	都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。その際、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。また、市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に、条例によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。この要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、要請した市町村の長と協議しなければならない。	D-1(4ha)を超える農地の転用の農水大臣の許可は除く、)	都道府県知事の権限に属する事務の一部を、市町村が処理することについて、その内容・範囲を都道府県知事と市町村長との協議によって決定し、これを県条例に定めることにより可能である(4haを超える農地の転用の農水大臣の許可は除く、)。なお、平成15年の地方自治法の改正により、市町村から都道府県に対して当該条例を定めることを要請できるようにしたところ。												1510	15102010	犬山市	大山城下町再生計画	当市は、城下町地区(中心市街地)とその外縁部(市街化調整区域)を含む区域で、それぞれの地域特性を生かした土地利用を行い、相互の有機的なつながりにより総合的なまちづくりを進め、城下町地区の市街地の活性化を図る地域再生計画「大山城下町再生計画」を策定し、認定を受けた。計画の中で、外縁部(市街化調整区域)における大規模複合商業施設の新設については支援措置「地域再生支援のための特定地域プロジェクト」の設置(11203)の地2つの支援措置(212032、210007)を要請しているが、計画の早期実現に向け、次に掲げる権限移譲を求めらるるものである。 権限移譲事務の内容・範囲 都市計画法 第29条(開発許可) 農薬施用地域の整備に関する法律 第15条の15(農用地)の転用の制限(農地転用) 農地法 第4条第1項(農地の転用の制限) 権限移譲元と移譲先 農林水産大臣から山形市長(農地法 第4条第1項の対象面積が4haを超える場合) 権限移譲の方法 農林水産大臣から犬山市長 地域再生計画で認定されたものにつき「内容」を限定 なお、当該権限の市町村への移譲については、地方自治法第252条の17の2及び認知集積事務処理特別条例により、現行でも対応可能。農地法 第4条第1項の対象面積が4haを超える場合を除く(であるが、全ての案件に対して上記の権限を委譲することは、小規模自治体にとって、十分な権限不足、組織体制強化など、様々な課題をクリアしていく必要があり、相当な年数を要することとなるため、当該支援措置を提案。	
総務省	0420030	未利用国有地を都市計画的な視点から有効活用を進めるプロジェクト支援措置			E		提案内容にある国有地の処分・活用等に関する事項及び高さ制限等の様々な規制に関する事項については当省所管ではなく、参画できる立場にない。												1523	15232030	八尾市	未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり	地元自治体のまちづくりを実現できることや国にとっても有益な処分結果が得られるためには、「空港整備特別会計」所管の部門だけでなく、国有地を地域のまちづくり及び防災活動に有効活用するために国の役割を十分に発揮していただくよう国土交通省 総務省を中心とした(仮称)「八尾空港西側跡地土地利用推進プロジェクト」チームを設置していただき、地元自治体と協力して、柔軟で多様な手法による処分・活用等支援していただきたい。 なお、この支援措置は、支援措置番号11203「地域再生支援のための特定地域プロジェクト」の設置とは、対象となる土地が国有地という国の所有物であるため、国の主体性が高くなることや地元自治体チームへ参画できるなどから新たな支援措置として提案するものです。 なお、地域再生プロジェクトとして既に認められている支援(11203)地域再生支援のための「特定地域プロジェクト」チームの設置とは、対象となる地域が未利用の国有地であり、国の主体的な関与が必要であることから、同様な支援となるかどうか不明なため、提案します。
総務省	0420040	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設	地方自治法第252条の17の2	政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、都道府県が法律又はこれに基づき政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。	C	特定の都道府県に国から権限を移譲することは地方自治制度の根幹に関わる問題であり、全省庁的に議論を行わなければならないものである。そもそも指定都市制度は、戦後、大都市を都道府県の区域外に置くこととした特別市制度の廃止に伴い創設された経緯のある制度であり、国から都道府県への権限の移譲を指定都市制度に類似するものとして扱うことは不可能である。なお、広域自治体としての道州制の導入について、第28次地方制度調査会において議論される予定であり、その結果を踏まえ制度の見直しを行う予定である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。										1576	15762010	静岡県	静岡政令	地方自治法の改正(道府県を対象とした第252条の19「指定都市の権限」と同様の規定の新設) * 内容 指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令」として指定し、国の地方支分部局の権限の移譲を受けるとにより、新公共債(NFM)の下で、圏域一掃とした地域経済対策や人材育成を一元的に進め、地域の発展に合った効果的・効率的な行政運営を行う。 * 権限の受入体制 静岡県は、約77万人(平成24年度調査)の県民が暮らし、圏域に匹敵している。また、全国第5位の財政力指数、議員の少なさ(対県人口比)全国4位の、単独議決権がゆいゆいながら、逆に、地域通貨への一般財源配分を有している。 * 権限移譲事務の例 農 務 省 有価証券とビザ/放逐施設設置許可等 財 務 省 徴収事務の一元化等 厚生労働省 都道府県労働局の事務、保険医療機関の指導等 農林水産省 国有林野の管理、経営、農地転用許可等 経済産業省 商工会議所の設立認可、農機具事業の許可等 国土交通省 道路の建設・管理、乗合バス事業の承認許可等 環 境 省 国立公園内の各種許可		
総務省	0420050	地方への人材移転を推進する「ヒューマン・アルカディア構想」推進プロジェクトチームの設置			E		単に税の減免や特別措置を求めらるるものである。												1419	14192011	宮崎県	ヒューマン・アルカディア構想推進プロジェクトチームの設置	地方への人材移転を推進することに関係する省庁によるプロジェクトチームを東京に設置し、「ヒューマン・アルカディア構想」に賛同する自治体も加えて、具体的な支援措置等を一緒に検討する。
総務省	0420060	地域通貨に関するガイドラインの策定			D-3		地域再生推進のためのプログラムに「地域通貨モデルシステム」の導入支援、が掲げられているが、総務省の支援する地方公共団体が発行主体(運営の委託は可能となった)を活用した地域通貨モデルシステムに関しては、関連法規に抵触するような問題は生じないものと考えている。												1127	11272010	特定非営利活動法人 青少年地域	商店街の賑わいを放す地域通貨構想	地域通貨は、地域経済の活性化等の面から今後様々な形で発行が予想されるところであるが、現行法上の問題点に対する具体的な基準が示されていないために、個々の発行主体において「前払式証券の規制に関する法律」、「出資法」、「銀行法」、「紙幣類似証券取扱い法」等関連法規に抵触しないように工夫を凝らしているところである。しかし、法的な根拠がゆいゆいながら、逆に、地域通貨への一般の信頼性を低くし、ひいては普及の妨げになっている。したがって、国において早急に地域通貨に関するガイドラインを策定するとともに、地方自治体による許可制度等を取り入れるなど地域通貨の信頼性を高め、かつ、その導入の支援を希望するものである。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容	
総務省	0420070	公民館の営利事業者への貸し出し	社会教育法第23条第1項補助金等の適正化に関する法律第22条 地方財政法第5条、第5条の2及び第33条の7、地方債許可方針他	<原則> 地方債は、各事業ごとに許可され、また、当該公用又は公共用の施設によって住民が利益を受ける期間の範囲内で償還年限は許可されている。したがって、許可を受けた施設と異なる施設への転用にあたっては、地方債の繰上償還を行うことが原則となっている。 <地域再生支援措置10401「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」> 公共施設の転用にあたり、地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、繰上償還を不要とする取扱いとする。なお、有償譲渡がなされる場合等償還財源が生ずる場合には、原則として繰上償還が必要となる。 また、貸し手との契約において手続きを定めている場合は、当該手続きが必要となる。	D-3	公民館の全部あるいは一部を民間事業者に貸し出し、そこでの営利事業(有料講座、講演等)の運営をすることが公共施設の転用として認められる場合には、地域再生支援措置10401「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」の対象となり得るものである。												1006	10062010	個人	公民館WMI	公民館の全部あるいは一部を民間事業者に貸し出し、そこでの営利事業の運営を可能とする。また、そのような転用の際に補助金の返還や、起債の一括償還を不要とする。	
総務省	0420080	公立学校用地の転用の弾力化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 地方財政法第5条の2及び第33条の7 地方債許可方針	<原則> 地方債は、各事業ごとに許可され、また、当該公用又は公共用の施設によって住民が利益を受ける期間の範囲内で償還年限は許可されている。したがって、許可を受けた施設と異なる施設への転用にあたっては、地方債の繰上償還を行うことが原則となっている。 <地域再生支援措置10401「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」> 公共施設の転用にあたり、地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、繰上償還を不要とする取扱いとする。なお、有償譲渡がなされる場合等償還財源が生ずる場合には、原則として繰上償還が必要となる。 また、貸し手との契約において手続きを定めている場合は、当該手続きが必要となる。	D-3	公立学校用地は、地域再生支援措置10401「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」の「公共施設」に該当することから、同措置の対象となり得るものである。												1022	10222010	稲城市	公立学校用地の転用の弾力化	国庫補助金や起債にて取得した学校用地について、統廃合等により学校施設として未使用となり転用する場合は、建築物に関する地域再生支援措置と同様な措置を講じる。 1. 国庫補助金を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生計画に資すると判断したときは、国庫補助金は不要とする。 2. 起債を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生計画に資すると判断したときは、繰上償還を不要とする。	
総務省	0420090	固定資産税評価方法改善計画	地方税法第38条、403条 固定資産評価基準(自治省告示第158号(昭和38年12月25日)第1章第3節二(一)1(2)、(3))	固定資産税における土地の評価は、全国的な統一と市町村間の均衡を図るため、固定資産評価基準に定められた評価方法によって行われる。 目目が宅地の場合は、市町村の宅地の状況に応じ主として市街地的形態を形成する地域における宅地については路線価方式によって評価される。	C-E	路線価方式は、資産の価格を把握する仕組みであり、規制という性格をもつものではない。 固定資産税は、資産の客観的な交換価値に対して課税する財産税であり、資産所有者の所得の状況など個々人の個別具体的人的要素を評価に反映させることは、本税の性格にじまないものである。												1034	10342010	個人	固定資産税評価方法改善計画	市官庁職員、学識者、国民、3者に依る研究会の設立を支援して頂き新たな固定資産税評価方法を作る。	
総務省	0420100	介護老人福祉施設の推進	・公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について ・地方債許可方針	地方債は、各事業ごとに許可され、また、当該公用又は公共用の施設によって住民が利益を受ける期間の範囲内で償還年限は許可されている。したがって、許可を受けた施設と異なる施設への転用にあたっては、地方債の繰上償還を行うことが原則となっている。	C	施設の転用ではなく、施設そのものが失われてしまう場合については、地方債の元利償還金を取戻さない将来の住民に負担させることは適当でないことから、繰上償還をすることが適当。	文部科学省の回答では、「廃校施設の敷地上に他の公共用施設を整備する場合には、廃校施設を解体する必要がある場合には、国庫納付金を不要とする取扱いとしている」とあるが、この点を踏まえ再度検討し、回答された。											1097	10972010	秋山村	介護老人福祉施設構想	国庫補助を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分及び地方債の繰上償還について、従来より弾力的な取り扱いが緩和されている中、地域環境・位置の背景から廃校校舎敷地を転用、利用したいが、既存の施設では十分な機能を有しない等、このようなやむを得ない場合においての規制緩和のさらなる拡充として廃校校舎を解体しても国庫納付金の納付不要及び地方債の繰上償還の不要とすることで、事業計画の推進、地域(市町村)の活性化を促す。	
総務省	0420110	国庫補助事業で整備する地域公共ネットワーク(地域イントラネット)の他用途利用	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱	地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備された光ファイバ等については、未利用光ファイバの利用を促進する観点から、効果的に未利用部分が生じた場合には届出等の簡易な手続きにより開放が可能。	D-1	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱について(補足事項)(平成15年5月19日付け総務省第65号)に規定されている「情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外に使用させる場合には、届出書の提出をもって、大臣の承認があったものとみなすこととなり、簡易な手続きにより民間事業者等への開放は可能となっている。												1116	11162010	田島町	情報過疎脱却プロジェクト	情報通信格差是正事業で整備する地域公共ネットワークを、携帯テレビ共聴システムの地上デジタル化、インターネット化に向けた目的外利用を行っても、補助金の返還等の措置を受けることなく認めていただきたい。	
総務省	0420120	国庫補助事業で整備する地域公共ネットワーク(地域イントラネット)の他用途利用	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱	地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備された光ファイバ等については、未利用光ファイバの利用を促進する観点から、効果的に未利用部分が生じた場合には届出等の簡易な手続きにより開放が可能。	D-1	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱について(補足事項)(平成15年5月19日付け総務省第65号)に規定されている「情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外に使用させる場合には、届出書の提出をもって、大臣の承認があったものとみなすこととなり、簡易な手続きにより民間事業者等への開放は可能となっている。													1116	11162020	田島町	情報過疎脱却プロジェクト	情報通信格差是正事業で整備する地域公共ネットワークを、携帯電話不通話地域解消のために、地域イントラネットの芯線を通信事業者に貸し出すという目的外利用を行っても、補助金の返還等の措置を受けることなく認めていただきたい。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
総務省	0420130	国庫補助事業で整備する地域公共ネットワーク(地域インターネット網)の他用途利用	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱	地域インターネット基盤施設整備事業等により整備された光ファイバ等については、未利用光ファイバの利用を促進する観点から、効果的に未利用部分が生じた場合には届出等の簡易な手続きにより開放が可能。	D-1		情報通信格差是正事業費補助金交付要綱について(補足事項)(平成15年5月19日付け総務省第65号)に規定されている「情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外に使用させる場合、においては、同交付要綱第20条に規定により届出書の提出をもって、大臣の承認があったものとみなすこととなっており、簡易な手続きにより民間事業者等への開放は可能となっている。															1116	11162030	田島町	情報記録脱却プロジェクト	情報通信格差是正事業で整備する地域公共ネットワークを、第一種通信事業者免許を取得したNPO等がプロバイダ事業を行う際に貸し出すという目的外利用を行っても、補助金の返還等の措置を受けることなく認めていただきたい。	
総務省	0420140	他用途の民活特定施設への転用(リニューアル)に対する支援	転用に伴う整備計画の処理 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条 法執行期日以降の整備 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第10条及び第11条 国庫補助金の返還 補助事業で取得した財産を、各府省庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用してはならない、	特定施設の整備計画の認定を受けたものは、当該認定に係る整備計画の変更をしようとする時は、主務大臣の認定を受けなければならない。 認定事業者が認定計画に従って取得して特定施設又は当該特定施設の敷地である土地については、地方税法で定めるところにより、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税又は事業所税について、必要な措置を講ずる。 国及び地方公共団体は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保またはその融通の確保に努めるものとする。 補助事業で取得した財産を、各府省庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用してはならない、	C		民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条は、認定を受けた整備計画を変更する場合の規定であり、14号施設等新たな特定施設の整備計画の認定は同法第4条による認定によって行われることとなっている。 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の失効期日以降の支援措置については、新たな税財源措置が必要となるため不可能。															1132	11322011	洲本市	民生活施設の活用による「みなと」再生構想	民生活法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第2条の特定施設のいずれかに該当するときは、転用に伴う整備計画の処理を同法第5条の規定に基づき行うこととする。併せて、その整備事業に対しては、同法の失効期日である平成19年5月29日以後も同法の適用があるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の目的外処分の禁止期間に関係なく、国庫補助金の返還を要しないこととする。	
総務省	0420150	地方債により建設した病院施設の機能転換に際しての地方債の繰上償還の免除	地方財政法第5条第5条の2及び第33条の7、地方債許可方針	<原則> 地方債は、各事業ごとに許可され、また、当該公用又は公共用の施設によって住民が利益を受ける期間の範囲内で償還年限は許可されている。したがって、許可を受けた施設と異なる施設への転用にあつては、地方債の繰上償還を行うことが原則となっている。 <地域再生支援措置10401「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」> 公共施設の転用にあたり、地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、繰上償還を不要とする取扱いとする。なお、有償譲渡がなされる場合等償還財源が生ずる場合には、原則として繰上償還が必要となる。 また、貸し手の契約において手続きを定めている場合は、当該手続きが必要となる。	D 3		病院は、地域再生支援措置10401「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」の「公共施設」に該当することから、同措置の対象となり得るものである。																1153	11532030	青森県	自治体病院機能再編成の推進による地域医療体制の再生構想	自治体病院機能再編成に当たり、病院事業債により建設した病院が、統合再編の結果病院として維持する必要がなくなった場合、他の公共施設に転用する際の繰上償還を免除する。
総務省	0420160	既存施設の高度化に向けた改修の際に生ずる、過去に補助事業により取得した財産の処分について、当該部分の補助金の返還の免除及び地方債の繰上償還の免除	地方財政法第5条第5条の2及び第33条の7、地方債許可方針	農林畜水産業関係補助金等交付規則	E		一般に、既存施設の高度化に向けた改修は、許可を受けた施設と異なる施設への転用には該当しないため、繰上償還は不要である。 また、貸し手の契約において手続きを定めている場合は、当該手続きが必要となる。																1301	13012020	樺引町朝日村	ケーブルテレビジョン高度活用計画	過去に補助事業により取得した財産の処分について、高度化をはかるための改修により処分することとなる財産について、当該部分の補助金の返還及び地方債の繰上償還の免除を明示していただきたい。
総務省	0420170	地方債の繰り上げ償還を免除	地方財政法第5条第1項及び第2項	<原則> 地方債は、各事業ごとに許可され、また、当該公用又は公共用の施設によって住民が利益を受ける期間の範囲内で償還年限は許可されている。したがって、許可を受けた施設と異なる施設への転用にあつては、地方債の繰上償還を行うことが原則となっている。 <地域再生支援措置10401「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」> 公共施設の転用にあたり、地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、繰上償還を不要とする取扱いとする。なお、有償譲渡がなされる場合等償還財源が生ずる場合には、原則として繰上償還が必要となる。 また、貸し手の契約において手続きを定めている場合は、当該手続きが必要となる。	D 3 C		港湾施設の目的外使用が、公共施設の転用と位置付けられる場合には、地域再生支援措置10401「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」の対象となり得るものである。 行政財産から普通財産に変更を行う場合には、原則として繰上償還を要しないこととする。したがって、繰上償還を行うことが原則となる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	行政財産から普通財産に変更を行う場合「有償譲渡がなされる場合等、償還財源が生ずる場合には、原則として繰上償還が必要となる。」とされているが、行政財産を普通財産に変更し、それを貸付する場合において、繰上償還の免除について改めていただきたい。	D 1 0 3												1458	14582030	富山県	環日本海交流拠点みなと再生事業	行政財産から普通財産に変更を行う場合については、地方公共団体から民間事業者に対する貸付け等の方法により事業主体の変更を行う場合であっても、当該施設が低廉な利用料で広く住民の利用に供されるか否か等を総合的に勘案し、地方公共団体が自ら事業主体となる場合と同様の公共性を有するときは、地方債の繰上償還を要しないとする。 行政財産を普通財産に変更し、それを貸付けることが、地域再生のために必要な公共施設の転用と位置付けられる場合には、地域再生支援措置10401「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」の対象となり得るものである。	
総務省	0420180	都市再生開発特区・構想都市再生開発特区	地方税法第1条、第5条、第7条、第13条	東京都の特別区の存する区域については、市町村がおかれておらず、都と特別区が地域の道府県及び市町村の行政に相当する行政を担当している。地方税制についても特務が定められており、この特別区に存する区域においては、都が固定資産税を課するものとされている。	C		課税権のないものに課税免除の権限を移譲することはできない。 また、特別区の区域内では、都市計画税を充当すべき都市計画事業を都で分担し、特に都においてより多くの事業を実施していることや各区の区域内の税収の偏在が著しいことから都税としてあり、区に都市計画税を移譲することは適当でない。 (なお、特別区の課税権のあり方については、大都市の行政の一体性確保の要請に配慮しつつ、都と特別区の事務配分、それに対応した都と特別区の財源配分及び特別区相互間の財政調整のあり方など、都区制度全体の中で検討されるべき問題である。)	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	本区の提案した「都市再生開発特区」は、国の構造改革特別区域推進の主旨を踏まえ、現行制度内の部分的かつ一過性の規制緩和ではなく、制度そのものの基本構造を改善することにより、地域自らの創意工夫による自立ある発展と活性化を目指すものである。 したがって、各府省それぞれからの都市計画の決定権や課税権の変遷は適切でない、あるいはできないと考えている。府庁間にもより規制緩和の枠を超えた国際的都市間競争に打ち勝つための総合的まちづくり手法とそれを支える財政の仕組みがリンクした「特区、制度」の創設を強く要望するものである。	C													1528	15282020	千代田区	都市再生開発構想	目的税(都市計画税)の課税免除の権限の基礎的自治体への委譲及び特区税の創出と一体となった都市計画決定権限の委譲

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
総務省	0420250	(部分) 第2種電気通信事業者による料金徴収における規制緩和、及び5GHz帯以上の高速無線帯域を利用する場合の無線局免許取得の規制緩和 (部分) 加入者系光ファイバー網整備整備事業による住宅アクセス網整備の補助事業において、離島・山村地域等の要件について、広域圏の場合も対象とする補助要件の拡大 (部分) 携帯電話不感地域において、無線等整備や空ファイバー等の利用による不感地域解消のための国による携帯電話各社への要請		(部分) 情報通信格差是正事業費補助金交付要綱(移動通信用鉄塔施設整備事業)	D-1	(部分) 携帯電話事業者に対し、地域公共ネットワークの未利用光ファイバを利用することなどにより、移動通信用鉄塔施設整備事業に一層参画するよう要請する。	費省回答では、対応策として一層の要請を行うこととしながら、現行の規定意により対応可能(D-1)としている。今後の具体的な対応策(措置)とその実施時期について、再度検討し、回答されたい。		提案内容は規制に係るものではないため、現行の規定により対応可能。 なお、携帯電話事業者への要請はこれまでも随時行っていることであり、今後も機会を捉えて要請してまいりたい。								1376	13762012	喜多方市、弘前市、青森市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	遠東地域等における情報通信格差解消による地域再生プラン 「離島・山村地域等」とされている要件において、複数の市町村が事業を行う場合、その合計した人口、面積、林野率が、山村振興法に定められる振興山村の数値要件(人口密度16人/km ² 未満で林野率0.75以上)を満たす場合は補助対象とする。 山間部や遠隔地における携帯電話不感地域の解消し、ブロードバンドとともに早期の情報通信格差是正をはかる。		
総務省	0420260	地域イントラネット整備事業等による地域公共ネットワークの整備における接続施設の要件の緩和		総務省では地域イントラネット基盤施設整備事業等により、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援しているところ。	D-1	地域イントラネット基盤施設整備事業等を活用し、学校、公民館、市役所などの公共施設や駅、ホームなど人の集まりやすい場所を高速・超高速で接続した地域公共ネットワーク上で観光情報を提供するアプリケーションを展開することは可能。	現行制度でも地域イントラネット整備事業等により整備した地域公共ネットワーク上で観光情報を提供できることは示していただいていたが、地域イントラネット整備事業等の地域公共ネットワークの整備において、高速情報通信基盤の脆弱な地域で、旅館・ホテル等の観光施設を接続先として拡大し、観光客に観光情報を提供するため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合、においては、同交付要綱第20条の規定により届出書の提出をもって、大臣の承認があったものとみなすこととなっており、簡易な手続により民間事業者等への開放は可能となっている。		提案内容を実現するには予算関連の措置が必要と考えられる。 なお、すでに情報通信格差是正事業費補助金交付要綱について[補足事項]平成15年5月19日付け総務省第65号)に規定されている「情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合、においては、同交付要綱第20条の規定により届出書の提出をもって、大臣の承認があったものとみなすこととなっており、簡易な手続により民間事業者等への開放は可能となっている。								1578	15782070	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、西伊豆町、伊豆長岡町、戸田町、道南町、森山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想 地域イントラネット整備事業等による地域公共ネットワークの整備において旅館・ホテル等の観光施設への接続の容認を認める。		
総務省	0420270	新エネルギーの開発・実用化に向けた実証実験にかかる許認可権限の移譲	消防法第10条、第11条	指定数量以上の危険物については、原則として製造所等以外での貯蔵、取扱いが禁止されている。製造所等の設置については市町村長等の許可を受けなければならない。	C	消防法上の許認可等は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する市町村長等が行うのが適当である。												1349	13492010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、(社)関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	新エネルギーの開発・実用化への広域的対応 「関西新エネルギーセンター(仮称)」がワンストップで許認可や情報提供をできるように、電気事業法、熱供給事業法、消防法、高圧ガス保安法、建築基準法などの規制にかかる許認可権限を国から「関西州(産業再生)特区」に移譲すること。	
総務省	0420280	防災・危機管理に関する権限移譲	災害対策基本法、消防法等	指定数量以上の危険物については、原則として製造所等以外での貯蔵、取扱いが禁止されている。製造所等の設置については市町村長等の許可を受けなければならない。	C	本提案においては特区・危機管理機構そのものの内容が未だ検討中の段階である。そのため、当庁所管の各法の検討内容について未だ明らかでなく、現時点では対応することができない。国・地方間の権限配分については、引き続き見直しを行っていく。												1475	14752010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、(社)関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	広域的な防災・危機管理体制の構築 「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法はじめの必要な法令等を改正すること。 非常時に権限の集中が行えるよう、防災、災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州(産業再生)特区」に移譲すること	
総務省	0420290	各種手続きの窓口一本化		提案主体である大垣市が根拠法令とした消防法第3条は、屋外における火災予防措置命令を、また同第4条は消防職員等による立入検査を規定したものであり、大垣市が提案している「イベント等の許認可又は届出」を規定したのではない。また、消防法は「イベント等の許認可又は届出」を規定していない。	E													1489	14892020	大垣市	中心市街地における水門・川・湧水を活かしたまちづくり構想 河川及びその周辺道路に水に親しむイベントやオープンカフェ等を企画する場合、河川敷の使用許可、道路の使用・占用許可や消防署・保健所等への各種手続きが必要となるが、総合窓口で一本化することにより手続きが簡略化され、イベントの開催が短期で計画できる。	
総務省	0420300	石炭法、消防法の申請窓口の一本化	石油コンビナート等災害防止法第五條第一項、第七條第一項、消防法第十一條第一項	事業者から新設・変更に関する計画の届出で審査し、計画の内容により計画に対する指示、不指示を実施 着工、工事完了後、国に「完了届」を提出 国で確認検査を実施 適正な場合はその旨を関係機関に通知 *なお、計画の届出があったときは関係都道府県知事及び関係市町村長に意見を聴き、工事完了の確認をしたときはその旨を通知することとなっている。 *計画に対する指示をするときは関係行政機関の長に対し協議し、また、関係行政機関の長は当該計画に対する「指示」を要請することができることとなっている。	C	一定量以上の石油・高圧ガスが貯蔵・取り扱われる石油コンビナート等特別防災区域については、災害の発生及び拡大防止の観点から、一体として防災体制を確立することが重要である。この特別防災区域に所在するレイアウト事業所については、多量の石油及び高圧ガスが貯蔵・取り扱われることから、災害の発生及び拡大防止のために特別な規制が必要である。この規制は石油コンビナート等特別防災区域という特別な区域における規制でもあり、地域の実情に關係なく統一的な判断のもとに規制する必要がある。このことから審査は国において実施すべきであり、届出窓口を市町村にすることはできない。 なお、届出については、総務大臣及び経済産業大臣に届出するよう義務づけられているが、その際には両省が共同して受付を行っている。ワンストップサービスとなっているところである。	費省の回答では、審査は国が行う必要から対応不可としているが、審査は国が行う場合でも、申請(届出)の受付の窓口を市町村とすることができないが、再度検討し、回答されたい。	石油コンビナート等特別防災区域内の規制については、石油に係る消防法、高圧ガスに係る高圧ガス保安法があり、窓口はそれぞれ市町村、都道府県となっている。 石炭法上のレイアウトについては、多量の石油及び高圧ガスが貯蔵する事業所について、地域の実情に關係なく統一的な判断のもとに規制する必要がある。審査については国が行う場合でも、申請(届出)の受付の窓口を市町村とすることはできないが、再度検討し、回答されたい。 3つの異なる法律の申請(届出)窓口を一本化するのには、市町村(消防署)の所管外の追加的な事務的負担、経費負担等から現実的ではなく、また、地域の実情に応じた安全性の確保にはつながるものではない。さらに、石炭法上の申請(届出)を市町村に行うことは、事業者側の手続としては現在と同様ワンストップであるが、市町村を経由することにより事務手続きに時間がかかるとなり、かえってサービスの低下になるものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	事業所のレイアウトに関する情報は、事業所内の危険物施設等を規制する消防法の指導においても重要な情報であり、届出の受付事務を地域(市町村消防)が担当することにより事業所のレイアウト等の保安環境を考慮した効果的な消防規制ができるものと考えます。また、地域が届出の受付をし、意見を付して国へ進達することにより国からの意見照会が省略でき、地域において早い時期から消防法に基づき(指導も可能となり)、事業者に対して迅速なサービスを提供するとともに、より効果的な保安行政が可能になると考えます。									1584	15842020	三重県、四日市市、四日市市港管理組合	四日市臨海部地域再生計画(仮称) コンビナート企業の石炭法にかかるレイアウト規制の申請は、消防法は市町村(消防署)と、申請窓口が異なる。よって、これらの申請窓口を市町村(消防署)に一本化する。